

●香川県告示第267号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成20年6月6日から平成20年6月20日まで香西漁業協同組合において縦覧に供する。

平成20年6月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

高松市香西本町665番地3 新開 義明

高松市香西本町708番地3 阿部 高広

高松市香西本町656番地2 津島 和博

2 加入区の名称

香西加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

香西漁業協同組合